平成30年度

事業計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

はじめに

当センターは、設立以来、原子力発電及び核燃料サイクル事業に伴って発生する低レベル放射性廃棄物から高レベル放射性廃棄物までの全ての放射性廃棄物を安全かつ合理的に処理処分するため、我が国唯一の放射性廃棄物に特化した中立的調査研究機関として、調査研究やそれらの成果普及を行っている。

また、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づく国の指定を受け、最終処分積立金の資金管理業務を行っている。

以上のように当センターは、調査研究と資金管理を二本の柱として、原子力 利用の環境を整備することにより、我が国のエネルギー確保に寄与してきた。

核燃料サイクルや放射性廃棄物をめぐる様々な議論が行われており、特に、 資源エネルギー庁が平成29年7月に科学的特性マップを公開するとともに、 平成29年5月に地層処分研究開発調整会議を設置して今後の研究開発の検討 が開始されるなどの大きな動きが見られるなかで、平成30年度においても、 当センターの使命の重要性を再認識し、引き続き、公益目的に沿う活動を積極 的に展開していく。

目 次

Ι.	放射性廃棄物の処理、処分等に関する調査研究及び成果等普及事業
	(公益目的事業 I)
	調査研究等事業に関する事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ι.	高レベル放射性廃棄物等の最終処分の確実な実施に係る支援業務
	(公益目的事業Ⅱ)
	最終加分資全管理業務に関する事業計画書

平成30年度

調査研究等事業に関する事業計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

当センターは、原子力発電及び核燃料サイクル事業に伴って発生する放射性 廃棄物の安全かつ合理的な処理処分のため、各種技術の研究開発、確証試験、 情報の収集・分析など(以下「調査研究」という。)を実施するとともに、こ れらの成果の普及を行ってきた。原子力の利用や核燃料サイクルをめぐる議論、 放射性廃棄物の最終処分を進めるための議論が行われているが、地層処分に関 して科学的特性マップが公開されたほか、今後の研究開発のあり方が地層処分 研究開発調整会議で検討されているなか、放射性廃棄物処理処分の調査研究の 重要性に鑑み、平成30年度においても、その着実な実施を図る。

これまでの実績を踏まえ、放射性廃棄物の地層処分、管理処分及びそれらに 共通の課題について調査研究を進める。特に、地層処分技術の信頼性向上を目 指した調査研究、中深度処分技術の確証を目指した調査研究、海外の放射性廃 棄物処理処分に関する最新情報の整備に積極的に取り組む。併せて、放射性廃 棄物処理処分に係る我が国の技術力の強化に貢献する成果等普及事業として、 研究成果・情報の発信・提供、講演会・セミナー開催等を行う。調査研究等の 実施に当たっては、学識経験者等専門家からなる委員会に諮って意見を求める ほか、国内外の処分実施機関、研究機関等と緊密な連携を図る。

本年度に実施する調査研究等は以下のとおりであるが、積極的に応札活動を 展開することを前提に、入札に係る案件も織り込んでいる。

1. 放射性廃棄物の地層処分に関する調査研究

(1) ニアフィールド評価技術高度化開発

高レベル放射性廃棄物地層処分の人工バリアの一つである緩衝材について、許容される緩衝材の流出を考慮した解析手法の整備、及び緩衝材流出抑制に関わる工学的対策の提示に資する以下の調査研究を行う。

- ① 室内及び原位置での試験による緩衝材流出挙動の把握、及び再冠 水プロセスのモデル化に資する情報の取得等
- ② 流出現象を考慮した緩衝材の再冠水に至る挙動評価手法の開発
- ③ 再冠水プロセスのモデル検証等のツール整備(遠心模型試験技術 の高度化)

(2) TRU廃棄物の処理及び処分技術に関する調査研究

TRU廃棄物の地層処分に係る長半減期放射性核種(ヨウ素129と炭素14)対策、人工バリア性能評価の説明性の向上に加え、陰イオン性核種の閉じ込め性能の向上に向けた以下の調査研究を行う。

- ① ヨウ素129の浸出抑制のための固化体の改良及びその評価モデルの信頼性向上
- ② 放射化金属廃棄物からの炭素14の長期放出挙動の評価
- ③ セメントーベントナイト相互作用に関するナチュラルアナログ (天然の類似現象)
- ④ 廃棄物等から発生するガスの移行挙動とそれに関わる人工バリア 材料の長期挙動の評価
- ⑤ 陰イオン性核種の閉じ込め性能の向上のための廃棄体パッケージ による長期閉じ込め

(3) 搬送定置・回収技術に関する調査研究

実証試験サイトにおいて廃棄体の搬送、定置、回収に関する技術開発を 行うとともに、回収可能性の維持に伴う影響評価技術の整備等に向けた調 査研究を行う。

(4) 沿岸部での処分システムの工学的成立性に関する調査研究

沿岸部で想定される地下水環境を念頭に置いた人工バリア材料等に関する劣化や変質に関する知見を拡充するとともに、沿岸部に特有の条件を考慮した処分システムの工学的成立性の提示手法の検討を行う。

(5) 処分場のシーリング技術に関する調査研究

処分坑道の埋め戻しやプラグといった坑道シーリングに関わる施工技術の整備、及び人工バリアを含む地下構成要素の製作・施工技術に係る品質保証体系の整備に資する以下の調査研究を行う。

- ① 構成材料及び施工技術のバリエーションに応じた施工特性情報や 施工技術オプション毎の適用条件・施工限界等の特性情報の取得と 体系的整備
- ② 閉鎖後長期の安全性を担保するための人工バリア及び他の地下構成要素の製作・施工技術に係る品質保証体系(性能確認プログラム)の整備に向けた調査研究及び基盤情報の整備

(6) その他の調査研究

核燃料サイクルにおける燃料の高燃焼度化、分離変換技術など新たな条件や先進技術導入の可能性を踏まえ、放射性廃棄物の最終的な処分の合理性の観点から今後の検討に資する基盤情報を整備する。また、地層処分の

対象廃棄物の核種インベントリ設定方法等に関する検討を実施する。

2. 放射性廃棄物の管理処分に関する調査研究

(1) 中深度処分技術に関する調査研究

中深度処分施設の操業段階を対象とした、人工バリアや周辺岩盤の機能 確認方法の確立に向け、モニタリング計画や機能の確認試験等に関する調 査研究を行う。

3. 放射性廃棄物全般に共通する調査研究

(1) 放射性廃棄物処理処分に関する海外情報の調査

海外の関係機関との情報交換、協力等を通じて、国際機関、欧米諸国等の放射性廃棄物処理処分に関する以下の情報を収集整備し、国の政策立案に資するとともに、国民各層に提供する。

- ① 政策、法制度、処分場の立地・選定の基準
- ② 如分事業実施状況、情報提供·広報、地域振興方策、資金管理
- ③ 安全規制、安全基準、許認可申請、安全審査

(2) 放射性廃棄物処理処分の基礎的技術等に関する調査研究

最終処分事業を円滑に推進するために、放射性廃棄物に関する自然科学、 社会・人文科学に関わる基盤的・基礎的技術課題について、大学等研究機 関を活用した研究を行い、研究の実施に係る進捗管理や成果の取りまとめ を行う。

(3) 福島第一原子力発電所事故により発生した放射性廃棄物の処理処分に 関する調査研究

福島第一原子力発電所事故で発生した放射性廃棄物の性状に応じた処理 及び処分技術に関する研究開発を、関係機関に提案する。

(4) その他の調査研究

放射性廃棄物処分の安全規制に関する内外の動向調査として、規制関連の安全基準・指針、報告書、許認可申請書等の調査を行い、諸外国における安全規制等に係る最新情報、放射性廃棄物の処分における制度的管理等の検討状況の整理を行う。また、諸外国において具体化が進んでいる処分システムの設計における性能等の確認に係る規制面に関する調査を行う。その他、国内外の放射性廃棄物に係る基本情報の体系的な整理等を行う。

4. 成果等の普及

当センターの研究成果・情報の発信、提供等により、我が国の放射性廃棄物の処理処分に係る技術力の強化に貢献する。

(1) 研究成果・情報の発信・提供

学会・国際会議での発表や学術誌への論文投稿、「原環センター技術年報」、「原環センタートピックス」、「原環センター技術報告書」の刊行等によって研究成果を発信する。また、ホームページ、情報冊子によって海外の放射性廃棄物処理処分に関する最新情報等を提供する。

(2) 講演会・研究発表会・セミナーの開催

講演会や研究発表会を開催し、放射性廃棄物処理処分に関連する情報や

当センターの研究成果を提供する。また、セミナーを開催し、技術者・研究者に放射性廃棄物処分の安全評価のための基礎知識を教授する。

(3) 関係機関等との交流

関係する国内外機関との交流を通じて、放射性廃棄物処理処分に関する 情報・知識の普及と共有を図る。

5. その他

(1) 安定した財政基盤の構築

- ○経済産業省からの受託事業を中心に、経済産業省以外からの新規受託 事業にも取り組み、経営の財政基盤を確保する。
- ○基本財産などの運用に関して、債券買換の際に適切な資産運用を図り、 財産運用益の確保に努める。

平成30年度

最終処分資金管理業務に関する事業計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

公益財団法人原子力環境整備促進・資金管理センター

平成12年11月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(以下「最終処分法」という。)第58条第2項の規定による指定法人に指定され、最終処分法第75条第1項に規定する最終処分資金管理業務を開始して以来、本年度で19年目を迎えることとなった。

【第一種最終処分積立金^{※注1}】

平成29年度においては、原子力発電環境整備機構(以下「原環機構」という。)から平成29年3月に平成28年度の積立金(約45億円)を受け入れるとともに、償還金(約684億円)等と合わせて最終処分資金管理業務規程に基づき管理・運用を行い、ほぼ計画通り達成できる見通しとなった。これにより、平成29年度末運用残高は、平成30年3月受入予定の平成29年度積立金(約92億円)を含め約1兆163億円^{※注2}と見込まれる。

平成30年度においては、平成29年度末運用残高並びに平成30年度積立金(約63億円)及び償還金(約754億円)等を安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努めるとともに、原環機構による積立金の取戻し(約65億円)を円滑に行うこととする。これにより、平成30年度末運用残高は約1兆241億円^{※注2}と見込まれる。

また、原環機構の平成29年度の積立金の取戻し(約38億円)に関して支 出確認の業務を適切に行うこととする。

【第二種最終処分積立金^{※注1}】

平成29年度においては、原環機構から平成29年3月に平成28年度の積立金(約57億円)を受け入れるとともに、償還金(約48億円)等と合わせて最終処分資金管理業務規程に基づき管理・運用を行い、ほぼ計画通り達成できる見通しとなった。これにより、平成29年度末運用残高は、平成30年3月受入予定の平成29年度積立金(約59億円)を含め約498億円^{※注2}と見込まれる。

平成30年度においては、平成29年度末運用残高並びに平成30年度積立金(約59億円)及び償還金(約105億円)等を安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努めるとともに、原環機構による積立金の取戻し(約18億円)を円滑に行うこととする。これにより、平成30年度末運用残高は約539億円^{※注2}と見込まれる。

また、原環機構の平成29年度の積立金の取戻し(約10億円)に関して支 出確認の業務を適切に行うこととする。

これらの業務の遂行については、資金管理業務に関する情報公開規程に基づいて、最終処分積立金の管理に関して適切な情報開示に努めるとともに、 資金管理業務に関する倫理規程に基づき最終処分資金管理業務に携わる役職 員の倫理の保持にも注意を払うほか、内部の業務管理体制についても相互に 牽制を保持していくなど厳正管理に努める。

- ※注1 第一種最終処分積立金は、最終処分法第11条第1項の拠出金に係る最終処分積立金を指す。また、第二種最終処分積立金は、最終処分法第11条の2第1項の拠出金に係る最終処分積立金を指す。
- ※注2 運用残高は未収利息を含む。

1. 最終処分積立金の的確な管理・運用

最終処分資金管理業務規程及び同規程に基づき設置されている最終処分積立金運用委員会の意見を踏まえ、第一種最終処分積立金及び第二種最終処分積立金を安全かつ確実に運用すべく、的確な業務管理に努める。

第一種最終処分積立金については、平成29年度と同様に長期的な運用の 基本方針である「長期的に安全確実性を重視した運用、割引率を目標とした 運用収益の確保及び市場への影響に配慮」に沿って、的確な運用に努めると ともに、保有する地方債及び事業債等について発行体の財務分析を行うな ど、債券の信用リスクに対応した管理・運用に努めることとする。

第二種最終処分積立金については、第一種最終処分積立金と同様の運用基本方針を踏まえつつも、中長期的なキャッシュ・フローを考慮し、将来の積立金取戻しに備えた手元流動性の確保及び運用収益の確保の双方に配慮した債券運用を行うこととする。

2. 最終処分積立金の支出確認及び取戻しへの対応

平成29年度の原環機構の最終処分積立金の取戻しは、第一種最終処分積立金が約38億円、第二種最終処分積立金が約10億円となっており、それぞれ取り戻された額に相当する金額が、最終処分業務の実施に必要な費用に適切に支出されたか否かの確認を厳正に行う。

また、平成30年度の原環機構の必要支出額に係る第一種最終処分積立金の取戻し(約65億円)及び第二種最終処分積立金の取戻し(約18億円)に関し、適切に対応する。